

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2 0 2 4 年）1 1 月 2 8 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例（昭和 3 5 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表 2

種別	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで	午後 1 時から午後 5 時 4 5 分まで	午後 6 時 1 5 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
5 0 平方メートルまでの室		450 円	750 円	550 円	1, 500 円
5 0 平方メートルを超え 1 2 0 平方メートルまでの室		1, 400 円	2, 300 円	1, 600 円	4, 600 円
1 2 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートルまでの室		3, 200 円	5, 400 円	3, 700 円	10, 800 円
3 0 0 平方メートルを超える室		5, 900 円	9, 900 円	6, 900 円	20, 100 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表2に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理由)

児童会館の施設を占用して使用する場合の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。